

# 平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

平成31年3月1日（金）

午後1時30分 開 議

【再 開】	1
・町民憲章朗唱	
・表彰伝達	
【会議録署名議員の指名】	2
日程第1 会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	2
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布	
・陳情書の配布	
（1）陳情第13号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税(仮称)で 順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書	
（2）陳情第14号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情	
・出張報告	
【町長施政方針演述】	2
日程第3 町長施政方針演述	
【教育長教育行政方針演述】	13
日程第4 教育長教育行政方針演述	
【要望第7号～第8号委員会付託】	16
日程第5 要望第7号 町産材活用に関する要望書	
日程第6 要望第8号 江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書	
【議案第2号～議案第26号上程、説明】	16
日程第7 議案第2号 平成31年度葛巻町一般会計予算	
日程第8 議案第3号 平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第9 議案第4号 平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第10 議案第5号 平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第11 議案第6号 平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	

- 日程第12 議案第7号 平成31年度葛巻町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第8号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第9号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算（第3号）
- 日程第15 議案第10号 平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第16 議案第11号 平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第1号）
- 日程第17 議案第12号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算  
（第3号）
- 日程第18 議案第13号 平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第14号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第15号 葛巻町公園条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第16号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第22 議案第17号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準  
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第23 議案第18号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第19号 看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条  
例
- 日程第25 議案第20号 郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止  
する条例
- 日程第26 議案第21号 くずまき山村留学生寄宿舍条例
- 日程第27 議案第22号 山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関  
し議決を求めることについて
- 日程第28 議案第23号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し  
議決を求めることについて
- 日程第29 議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第30 議案第25号 葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求め  
ることについて
- 日程第31 議案第26号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めると  
について

平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成31年2月21日（木）					
再開年月日	平成31年3月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成31年3月1日（金） 開議   3時30分 散会   6時41分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	3番	大平守		7番	山岸はる美	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉		議会事務局総務係長	村木晋介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長	深澤進	病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員	馬淵文雄	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
健康福祉課長	檜木幸夫			

( 開議時刻 13時30分 )

議長 ( 中崎和久君 )

あいさつをします。ご苦労様です。  
ただいまから、平成31年葛巻町議会を再開します。  
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。  
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。  
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 ( 触沢誉君 )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章

第1章 幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第2章 明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第3章 豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 ( 中崎和久君 )

ご着席ください。  
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。  
次に、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。  
お名前をお呼びしますので、前にお進み願います。

議会事務局長 ( 触沢誉君 ) 議

はじめに、町村議会議員27年以上在職者表彰の伝達を行います。高宮一明議員、前にお進みください。

議長 ( 中崎和久君 )

表彰状。岩手県葛巻町、高宮一明殿。  
あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽された功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

議会事務局長 ( 触沢誉君 )

次に、町村議会議員15年以上在職者表彰の伝達を行います。鈴木満議員、前にお進みください。

**議長（中崎和久君）**

表彰状。岩手県葛巻町、鈴木満殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

**議長（中崎和久君）**

以上で、全国町村議会議長会表彰の伝達を終わります。

ただいまから、平成31年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月12日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、大平守君及び7番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第13号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書及び陳情第14号、放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情の2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

2月6日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会出席のため、九戸村に出張しました。

2月18日、盛岡広域8市町議会議長会 議長懇談会出席のため、盛岡市に出張しました。

2月19日、岩手県町村議会議長会定期総会及び岩手地区議会議長会議長・事務局長会議出席のため、盛岡市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成30年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

## 町長（鈴木重男君）

本日、ここに平成31年葛巻町議会3月定例会議において、平成31年度における6会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするにあたり、町政運営に対する私の所信と平成31年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

私は、町が1町2村による合併から60周年の節目を迎えた平成27年8月、多くの町民の皆様からご信任を賜り、3期目の町政を担わせていただき、現在に至るものでありますが、その任期も残すところ、あと5カ月あまりとなりました。

3期目の任期を振り返りますと、国全体が人口減少、少子高齢化の問題と地方経済の活性化に取り組むべく、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決の三つの視点を掲げ、魅力あふれる地方を創生するための動きが始まりました。

また、町では最重要課題である人口減少問題に果敢に取り組むべく、行財政の運営の基本となる町総合計画、基本構想と前期基本計画を策定し、未来を協創する高原文化のまちを目標に掲げ、町が持つ多面的な機能と資源を最大限に活用したまちづくりを進めることとしたところであります。

こうした中、平成28年度からの3年間、新葛巻病院の建設をはじめ、養護老人ホーム葛葉荘、江川小学校の改築、グリーンテージの改修、総合運動公園のリニューアル事業、子育て支援住宅、定住促進住宅、町道茶屋場田子線の整備、江川地区水道整備事業など、社会基盤の整備、充実に努めてまいりました。

また、ソフト面では、新葛巻型酪農構想の推進、葛巻高校の山村留学制度の推進、公営学習塾の開設、くずまき型DMO事業、生活習慣病予防健診の無料化、スポーツツーリズムの推進、地域おこし協力隊の導入、高齢者等の外出支援事業、移住者・定住者への各種支援など、各分野において葛巻らしい、葛巻だからできる施策に取り組んできたところであります。

さらには、北岩手・北三陸横断道路整備促進期成同盟会の設立、トヨタグループとの包括連携協定の締結など、平成最後の節目の年に、新たな時代の幕開けにつながるような取り組みも生まれるなど、これらの成果を今後、前進、発展させ、町の魅力をより一層高めることで、交流人口の拡大や移住・定住人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

平成31年度は、町総合計画前期基本計画の最終年度で、中期基本計画の策定年度でもあることから、これまでの取り組みを振り返り、磨きをかけ、さらに一歩前進させ成果、実績が積み上がるよう新たな取り組みにも果敢に挑戦してまいります。

引き続き、希望に満ちあふれたまちづくりを進め、町民の皆さんが安全で安心に暮らせる環境の構築に全力を傾け、この町に住んでいて良かったと思えるようなまちづくりに、より一層、精力的に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、そして、町民の皆様のご協力をお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画の推進につきましては、新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、協働か

ら協創への四つの姿勢と、こころの通い合いを大切にす、あしもとの宝を磨き輝かせる、未来に向かって果敢に挑戦するの三つの視点により、それぞれの分野において諸施策を着実に進めてまいります。

また、これまで先人が築きあげてきた大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人ひとりがまちづくりの主役として自助・共助・公助の精神で幸せを実感できるまちを創造し、夢と誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

まず、一つ目の基本目標の地域資源を活かす“しごと”についてであります。

町が持つ様々な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業の基幹産業をはじめとし、IT産業や再生可能エネルギーなど、新たに取り組んできた分野を含めた地域産業の高付加価値化とブランド化をより一層推進するため、草地畜産基盤整備事業、畜産クラスター協議会運営費補助、酪農ヘルパー住宅整備事業、くずまき型DMO事業、地方創生移住者支援事業などに取り組み、山村の持つ力、魅力をより輝かせ、新規就農や起業家支援、6次産業化などによる若者の雇用創出を図り、交流人口の拡大と移住・定住を促進し、活力と賑わいのあるまちづくりを目指してまいります。

次に、二つ目の基本目標のいきいきと輝き続ける“ひと”についてであります。

次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さが次の世代に着実に継承されるように、新しい時代に適応した教育の充実を図るため、山村留学事業、江川中学校校舎改修事業、公営学習塾運営事業などに取り組み、少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まで全ての町民がこころ豊かで、共に支え合う思いやりのある地域社会の確立を進めてまいります。

次に、三つ目の基本目標の誰もが住みたくなる“まち”についてであります。

町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民が心安らく快適な生活を送ることができるよう、住環境の整備を推進するとともに、安全・安心を実感できる生活基盤の充実を図るため、町道茶屋場田子線整備事業、町道葛巻浦子内線整備事業、町立集会所整備事業、新庁舎等建設事業などに取り組み、町民一人ひとりが主役となり住み続けたいと思えるまちづくりに努めてまいります。

続きまして、平成31年度予算編成における各会計の予算規模につきまして、ご説明申し上げます。

人口減少や少子高齢化などにより、町を取り巻く社会情勢が変化する中、行政ニーズも多様化しており、これからの時代に即した行政サービスを提供していくためには、安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能な行政運営を進めていく必要があります。

そうした中、一般会計における予算規模は6,992,170,000円で、前年度と比較し14.2パーセントの増であります。

また、役場新庁舎の建設に向けた債務負担行為25億円を設定するものであります。

歳入では、地方財政計画の基本方針を踏まえたほか、近年の社会情勢等を勘案の上算定したところであり、町税では前年度と比較し3.4パーセント減の472,430,000円、地方交付税は前年度と比較し46,500,000円増の2,930,000,000円としたところでありま

す。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が 2,265,360,000 円で、前年度と比較して 705,180,000 円、45.2 パーセントの大幅な増となったところであります。

これは役場新庁舎建設工事費 15 億円を計上したことなどによるものでございます。有利な起債の活用や公共施設等整備基金の活用などにより、財政負担の抑制を念頭に財源調整を図ったところであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の 3 会計の合計は 1,251,170,000 円で、前年度と比較し 58,820,000 円、4.5 パーセントの減となっております。これは、国民健康保険事業特別会計における療養給付費の減などによるものであります。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた総予算額は 8,243,340,000 円となり、前年度と比較し 10.9 パーセントの増となっております。

次に、企業会計の予算規模につきまして、ご説明申し上げます。

まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的支出と資本的支出の総額が 1,182,490,000 円で、前年度と比較し 1.6 パーセントの増であります。これは、病院建設事業に係る企業債の償還費の増などによるものであります。

水道事業会計につきましては、収益的支出と資本的支出の総額が 309,480,000 円で、前年度と比較し 50.2 パーセントの減であります。これは、江川地区水道整備事業が終了したことによる建設改良費の減などによるものであります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が 1,398,010,000 円で、前年度と比較し 17.6 パーセントの減、支出総額が 1,491,990,000 円で、前年度と比較し 16.4 パーセントの減となっております。

続きまして、町総合計画に掲げる三つの基本目標の達成に向け、平成 31 年度の主要施策の概要について、施策体系ごとの取り組みを申し上げます。

はじめに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、基幹産業である畜産業において、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者、酪農ヘルパーの確保、育成に努めてまいります。また、新葛巻型酪農構想を推進し、畜産クラスター事業等による個別経営体の規模拡大の支援や作業外部化組織の育成を図り、これからの時代に対応したモデルとなる経営体の確保に取り組んでまいります。

主な事業としましては、畜ふんバイオガスプラント施設の整備に向けた畜ふんバイオガスプラント設計指導調査業務、畜産経営の労働負担を軽減する機械導入を図るための畜産労働力負担軽減対策事業、農業後継者を育成するための農業担い手研修助成、中心的な経営体の育成と地域資源を活用した効率的な畜産を実現するためのいわて地域農業マスタープラン実践支援事業、農業経営環境の充実を図るための中山間地域総合整備事業江川地区などに取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、林業では、公益的機能が発揮できる森林整備を推進し、地場産材の利活用や緑とのふれあいの促進などにより森林資源を日常生活に活かす工夫に努めるとともに、担い手や後継者の育成、確保と林業労働者が安定した生活を送るた



めの所得向上、経営の合理化及び作業環境の改善などを図る取り組みを進めてまいります。また、仮称ではありますが、森林環境譲与税を活用した森林所有者に対する意向調査や施業計画及び現況調査などの取り組みを進めてまいります。

主な事業としましては、森林資源の活用を図る公有林整備事業、持続可能な林業経営による林業生産活動の活性化を図る森林保全特別対策事業、間伐等の森林施業を促進し、健全な森林を確保するための森林基幹道整備事業、町産材の利用拡大を図る町産材利用促進事業などに取り組んでまいります。

農林産物加工の振興につきましては、第三セクターなどの商品は、県内外から好評を得ている中で、さらに消費者の評価を高められるよう6次産業化の取り組みや農商工連携を支援し、今後も高品質な製品を製造し、くずまきブランドの定着を促進します。また、農林産物の1次産品の供給だけに終わることなく、地域資源や伝統技術を活かした農林産物の加工及び商品化を促進し、農家経営の安定と所得向上に努めてまいります。

主な事業としましては、町内の農産物を活用した飲食施設の基本的な設計検討をするための道の駅レストラン基本設計業務、乳製品の品質維持に必要な機材を更新するミルクハウス改修事業、町の特徴的な農林産物を活用した新たな特産品の商品化を行うくずまき型DMO事業による特産品開発などに取り組んでまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、商工会と連携し、経営品質による個店の魅力向上や継業、創業支援などによる取り組みで、地元購買率の向上に努めてまいります。また、まちなか活性化協議会や地元自治会等と連携をし、歩き回りたくなるまちなかエリアの創出や四季のイベント実施による中心市街地の活性化を推進します。

主な事業としましては、経営改善の専門家による商店街全体の魅力を高める取り組みのための成功モデル創出・波及事業、商工業者の事業継続を図るための継業支援事業、商工業者の経営革新や後継者育成、起業支援等のためのくずまき型持続可能な産業づくり支援事業、四季のイベント開催と歩きまわりたくなるまちなかエリア創出のためのまちなか活性化協議会への支援、商店等の経営継続を図るための商店等設備導入支援事業、消費税増税に伴う景気の落ち込みの軽減を図るプレミアム付商品券発行事業及び町が独自に取り組む町プレミアム付商品券発行事業などに取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、くずまき観光地域づくり協議会を中心に、くずまき型DMO事業をこれまで以上に推進し、観光客の増加がもたらす地域経済の活性化による雇用や新規起業の増加を図り、定住人口の拡大に努めます。特に、来町した観光客がまちなかに滞在、回遊することでの賑わいを創出するため、町家などの利活用に取り組む若者や女性の起業を支援するとともに、魅力ある空間の形成と効果的な情報発信に努めてまいります。

主な事業としましては、住民、民間、行政が一体となった観光地域づくりで交流人口の増加を図り、地域経済の活性化を目指すくずまき型DMO事業、自転車で訪れたくなる町として、将来的なインバウンド誘客を見据えたサイクルツーリズムの推進を図るサイクルツーリズム推進事業、首都圏でのイベント開催やSNS等を活用した誘客促進・情報発信事業などに取り組んでまいります。

交流連携の振興につきましては、町の特色を活かした情報発信、交流事業を展開し、都市と農村との交流を推進するとともに、若者が定住できる生活環境の充実等による受入体制の整備と、町外にいながらにして、様々な形で町と関わる拡大コミュニティに取り組み、さらなる移住・定住人口の拡大を図ってまいります。また、グリーン・ツーリズム、スポーツツーリズムなど、多様な分野における交流を促進するとともに、国際交流を推進し、グローバルな視点を持った人材の育成に努めます。

主な事業としましては、情報配信システム、ライフビジョンを活用した新たな拡大コミュニティ構築事業、都市部の若者等呼び込み、地域課題の解決に取り組む地域おこし協力隊事業、首都圏、都市部からの移住促進のためのくずまき暮らし体験ツアー事業及びいらっしやいくずまき体験支援事業、沖縄県北中城村との姉妹町村盟約30周年の節目を契機とした新たな交流を展開していくための姉妹町村等交流事業、移住・定住の促進や町内の新婚世帯を応援するための定住促進奨励事業などに取り組んでまいります。

なお、スポーツ交流に関する具体的な施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、地域産業を活かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、求職と求人が噛み合わない雇用のミスマッチなど、労働力及び雇用の場の確保が難しい状況にある中、町内事業所への雇用支援により、U・I・Jターン者や高校生などの新規雇用の創出を図り、地元採用の向上に努めてまいります。また、くずまき型DMO事業と連携した新規起業の取り組みが動き出してきていることから、受入環境の整備、支援、企業誘致、農商工連携による経営革新などを進め、地域経済の活性化による雇用の拡大、所得の向上に取り組んでまいります。

主な事業としましては、若者の移住・定住と人材を確保するため、県内大学生等に就業体験の機会を提供する葛巻型インターシップ受入事業、雇用の確保、促進を図るため、新規雇用者を採用した町内企業に対し助成する雇用促進事業、在京盛岡広域産業人会などや広域連携で企業誘致を促進するための企業誘致活動事業、起業家支援や後継者育成等のためのくずまき型持続可能な産業づくり支援事業などに取り組んでまいります。

続きまして、子どもを安心して産み育てられる子育ての支援であります。

子育て環境の充実につきましては、少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、多様な保育ニーズに対応できる環境整備に努めてまいります。また、子育て相談や経済的な負担軽減などの支援体制の充実を図ることで、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるとともに、専門医療機関での受診機会の確保など妊産婦が安心して医療サービスが受けられるよう、総合的な支援に努めてまいります。次に、時代の変化に対応した就学前教育の充実を図り、児童福祉施設と小中学校との連携強化を図ってまいります。

主な事業としましては、20代、30代の独身男女の出会いと結婚を支援するためのくずまき出会いサポート協議会助成、不妊に悩む夫婦に対し、治療に要する経済的負担を軽減するための不妊治療費助成、安心して子どもを産むことができる環境づくりのためのマタニティライフサポート事業、産後健診と新生児聴覚検査の費用助成、町の子育て

支援に関する各分野の取り組みを総合的かつ一体的に進めるための指針となる葛巻町子ども子育て支援計画の策定などに取り組んでまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

健康づくりの推進につきましては、町民が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るために、各種健診による疾病の早期発見、早期治療に努め、生活習慣病の予防と健康増進対策を推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組んでまいります。また、町民の悩みや不安解消のため、関係機関、各種団体との連携のもと、こころの健康相談体制の充実を図ってまいります。

主な事業としましては、生活習慣病予防と健診受診率の向上に向けた生活習慣病予防健診無料化事業及び19歳までの若年者の健診機会を拡大した特定健診無料化事業、要配慮者に対するきめ細かな送迎を行い、受診機会の確保と受診率の向上を図るための健診受診困難者送迎事業、乳幼児から成人、高齢者までの個人の健康管理、保健指導を一元化し、町民の生涯にわたる健康を把握するためのデータの整備、充実を図る健康管理データ整備、子どもたちの心身ともに健やかな成長と町民一人ひとりの健康な暮らしの実現に向け、社会全体で食育に取り組むための第2次食育推進計画の策定、こころの健康を見守り、支え合い、生きることの包括的な支援に地域をあげて取り組むこころの健康づくり推進事業などに取り組んでまいります。

医療の確保につきましては、訪問診療等を充実させ、在宅医療を推進するほか、疾病予防、健康維持、増進活動も充実させ、町の中核医療機関として、よりきめ細かく質の高い医療サービスの提供に取り組んでまいります。また、常勤医師、看護師など専門技術職員の確保に努めるほか、専門科の応援診療につきましても、関係機関への働きかけや臨床研修医師の積極的な受け入れなど、人材の確保と育成に努めてまいります。

主な事業としましては、医療、看護専門職員等の人材確保を図るための看護職員等養成修学資金貸付事業、公共交通機関がない地域に通院バスを運行し、医療格差の是正を図るためのバス運行を行う通院バス運行事業などに取り組んでまいります。

医療保険制度の充実につきましては、健康を維持するため、健診、人間ドックの積極的な受診勧奨や糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業の実施などとともに、データヘルス計画に基づき、保健・医療・福祉が連携、連動する事業の推進に努めてまいります。また、乳幼児から高校生まで、医療費の窓口負担の全額を助成し、次代を担う子どもたちの医療費の無料化を推進します。

地域福祉の充実につきましては、地域住民による見守り支援活動を推進するとともに、相談機能の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、民生児童委員や地域安心生活支援員等の活動を支援してまいります。また、利用者が最適な福祉サービスを選択できるようにするための仕組みづくりを進め、生活援護から自立支援及び自立助長に結びつくようなサービスの提供に取り組んでまいります。

主な事業としましては、地域において誰もが安心して生活ができるよう地域住民同士が支えあう活動を支援する地域福祉等特別支援事業、低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の生活を支援するためのぬくもり助成事業、路線バスの利用が困難な高齢者及び障がい者の移動を支援するための高齢者等外出支援事業、ひとり親家庭の生活支援及び経済的負担を軽減するためのひとり親家庭児童生徒入学支度金及び卒業祝金事業の拡充などに取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、生涯を通じて健康で、自立した生活を送られるよう、地域での健康教室や介護予防事業などを実施し、高齢者自らの健康管理及び介護予防を促進してまいります。また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関、介護事業者、地域住民との連携を強化し、認知症高齢者の支援、在宅医療体制や生活支援体制の整備など総合的な高齢者福祉施策を進めてまいります。

主な事業としましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送られるよう地域で支えるための地域包括ケアシステム構築及び自立支援重度予防化に向けた取り組み、高齢者の社会参加と生活支援、介護予防サービスの充実に向け生活支援コーディネーター業務を推進する生活支援体制整備事業、誰もが通える住民主体の通いの場の創出及びシルバークリニック体操の普及、認知症に対する住民の理解、支援に対する普及啓発活動、チェックリストの実施による認知症の早期発見及び初期集中支援チームによる早期診断・早期対応支援、在宅医療と介護の一体的な提供のため医療機関と介護事業所等の多職種連携の推進などに取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障がいや病気に対する理解を深めるための啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、各種健診等による疾病や障がいの発生予防に努めてまいります。また、サービス事業者や各種団体と連携を密にし、障がい福祉サービスの提供体制の安定を図るほか、相談、支援体制の充実を図ってまいります。

主な事業としましては、障がい児が町外の特別支援学校に通学するための特別支援学校等通学通所支援事業、障がい者の特性に合わせた生活支援をするための障がい者自立支援給付事業、町外の医療機関で治療を受ける必要がある障がい者等を支援するための障がい者等通院交通費助成事業、障がい者やその家族が抱えている困りごとや生活課題等を支援するための相談支援事業、発達面の支援が必要な児童に対し、療育の機会を提供するための発達障がい児療育支援事業などに取り組んでまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

住民参画の推進につきましては、住民と行政が共に考え共に歩む協働のまちづくりから、さらに一步前進して、共に創り上げる協創のまちづくりを推進するため、住民のまちづくりへの参画意識や協創意識の醸成を図ってまいります。また、各種審議会、委員会への公募枠を設けるなど、施策、計画の企画立案段階から様々な形で参画できる機会の拡充に努めてまいります。

地区単位のまちづくりにつきましては、地域力を高めるため、地域資源を活かした取り組みや地域に貢献する自主的な活動を行う組織などに支援するほか、自治組織間の相互交流と連携、協力を促進し、相乗的な活性化を図るとともに、人口減少や高齢化による組織機能の低下に対応するための取り組みなどを支援してまいります。

主な事業としましては、コミュニティ活動の推進と活性化のための自治会活動交付金及び協働のまちづくり事業などに取り組んでまいります。

各種地域組織等の活動支援につきましては、地域づくり団体、ボランティア団体、NPO法人などの設立、育成、活動を支援するほか、団体同志のネットワーク形成など、連携体制の構築を図るとともに、今後のまちづくりの核となる人材の発掘、育成に努めてまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、あらゆる分野において、女性が社会に参画できる機会の拡充と男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を推進し、男女が共に支え合う環境づくりを図ってまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

住環境の整備につきましては、若者が定住できる魅力ある生活環境を充実し、定住希望者の受入体制の整備により、移住・定住人口の拡大に努めるとともに、空き家を有効活用することで、不足している住まいに関する課題の解決を図ってまいります。また、町営住宅の長寿命化計画による効果的な維持修繕のほか、個人住宅向けの耐震診断、耐震改修を促し、安全で快適に暮らすことができる住環境の整備に努めてまいります。

主な事業としましては、子育て世帯の移住と永住を促進するための子育て世代移住者住宅取得支援事業及び町内在住者の定住を奨励するための定住対策住宅取得支援事業、単身の若者等の移住を促進するための定住促進住宅整備事業、若者の定住を促進するため、民間アパートの家賃の一部をくずまき商品券で助成する若者定住家賃助成事業、町営住宅の長寿命化を図る田ノ沢住宅・鳩岡住宅長寿命化修繕事業、町内の各自治会と連携して、定住に向けた住居の候補となる空き家の情報を広く紹介する空き家バンク事業などに取り組んでまいります。

水道施設の整備につきましては、安全で安定的な水道水を供給するため、良好な施設管理に努めるとともに、老朽化している水道施設の改修について検討を進めてまいります。また、平成29年度から公営企業会計に移行したところであり、経営戦略の策定を早期に行い、円滑で効率的な事業運営、計画的な整備の推進により、水道事業会計の健全化に努めてまいります。

生活排水処理施設の整備につきましては、町の汚水処理施設の普及率は、年々増加しているものの、県平均を下回っていることから、農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の向上と生活排水による環境負荷の軽減に努めてまいります。また、農業集落排水施設は、供用開始から20年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、施設の長寿命化に向けた機能診断を行い、施設の適正管理に努めます。

主な事業としましては、水洗化率の向上のための水洗化普及支援事業及び町整備型浄化槽整備推進事業、農業集落排水施設長寿命化に向けた機能診断調査事業などに取り組んでまいります。

環境衛生の充実につきましては、全世帯に取り組みが浸透した、ごみの分別細分化を継続し、リサイクルの推進、ごみの減量化に努めるとともに、老朽化した処理施設の延

命化を図ってまいります。

道路交通網の整備につきましては、住民生活や経済、社会活動に欠くことのできない幹線道路網及び生活関連道路網について、整備の促進や維持管理体制の充実を図り、利便性、安全性、快適性の向上に努めてまいります。特に、国道や県道などの幹線道路の改良整備のほか、平成30年10月に関係市町村で設立した北岩手・北三陸横断道路の整備促進期成同盟会の取り組みを推進し、県北地域を横断する自動車専用道路の早期整備を関係機関に対し、強く働きかけてまいります。

主な事業としましては、町中心部のバイパス道路機能を有し、本年度の供用開始を目指す町道茶屋場田子線道路改良事業、道路・橋りょう等の維持管理に向けた道路・橋りょう長寿命化修繕事業、老朽化が進んでいる大橋の架け替えを含めた道路拡幅を行う葛巻浦子内線道路改良事業、利用者の増加に伴う利便性や安全性の向上を図る愛羅瀬線道路改良事業などに取り組んでまいります。

生活交通対策の推進につきましては、高齢化の進行に伴い、生活バス路線の重要性が、今後さらに増してくることから、バス路線の維持確保に努めるとともに、利便性の高い運行体制の構築や利用促進の取り組みを進めてまいります。

主な事業としましては、住民の移動手段の確保のための広域生活バス路線運行維持対策事業及びバス路線運行拡大支援対策事業などに取り組んでまいります。

地域情報化の推進につきましては、平成20年度以降に情報格差解消などを目的に整備を行った情報通信設備類が更新時期を迎えていることから、計画的な維持管理に努め、効率的・効果的な行政サービスの提供手段としての運用に努めてまいります。また、多様化する行政サービスのニーズに対応するため、様々な分野において情報通信技術を有効活用するための方策を検討し、住民サービスの充実に努めてまいります。

主な事業としましては、トヨタグループとの包括連携協定に基づく情報配信システム、ライフビジョンの活用などに取り組んでまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきましては、町の財産である豊かな自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境の保護、保全に努めるとともに、環境教育に積極的に取り組み、町民みんなで守り育てる意識の高揚に努めてまいります。また、農業委員会においては、必須業務に位置づけられた農地等の利用の最適化の推進を農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して、農地の利用状況と利用意向調査を一体的に実施するなど、積極的に取り組んでまいります。

主な事業としましては、森林と環境を大切に育むための町植樹祭、地域の中心となる認定農業者等が持続的で安定的な農業経営を確立するための担い手への農地利用の集積・集約化、農業者の高齢化や相続未登記などによる耕作放棄が増加しており、この解消及び有効活用に向けた遊休農地の発生防止、解消などに取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、太陽光、風力のほか、畜ふん、生ごみ、間伐材などを利用したバイオマス資源による発電など、再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、エネルギーの地産地消を目指した取り組みを推進してまいります。

主な事業としましては、循環型社会、低炭素社会の実現に向けたエコ・エネ総合対策事業費補助金などに取り組んでまいります。

最後に、こころ穏やかに安全・安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策・消防・救急体制の充実につきましては、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確に対処し、効率的・効果的な活動ができるよう消防防災施設や安全装備品の充実強化を図るとともに、地域に即した消防団編成を踏まえた団員確保に努めてまいります。

主な事業としましては、消火体制の充実を図る消防用備品整備事業、複雑多様化する災害活動から消防団員を守るための安全装備品整備事業、ハザードマップを活用し、住民の防災意識の高揚を図る防災意識啓発事業、自然災害に迅速かつ適確な対応を行うため超高密度気象観測・情報提供サービスの利用継続などに取り組んでまいります。

交通安全・防犯・青少年問題対策の充実につきましては、高齢化、国際化、車社会による広域化、情報化社会などの進展により、特に高齢者や青少年が巻き込まれる交通事故や犯罪が増していることから、関係団体と協力し、指導及び啓発活動に努めてまいります。

以上、平成31年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明申し上げます。

平成31年度は、新元号元年となり様々な皇室行事が予定されているほか、統一地方選挙や参議院議員選挙、消費税の引き上げなど、新たな時代の幕開けとともに、大きな変化、変革の年となります。また、三陸防災復興プロジェクト2019の開催やラグビーワールドカップ2019日本大会の釜石市開催など、国内外から多くの人々が岩手を訪れる機会でもありますので、町の魅力を情報発信し、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

こうした機会を捉え、自動車専用道路 北岩手・北三陸横断道路の整備につきましては、盛岡以北の関係市町村と課題を共有し、地域間の交流、連携や地域経済の活性化はもとより、防災、救急医療、福祉、教育、観光振興など多面的な分野が大きく発展するとともに、人口減少問題の解決にも大きな影響を及ぼす事業でありますので、町民の皆様と一体となり、より力強く推し進めていく考えであります。

今後とも、町の目指すべき将来像、未来を協創する高原文化のまちの実現に向け、住民のニーズを的確に捉え、これまでの取り組みに磨きをかけ、内容の充実、強化を図るとともに、町が持つ機能と魅力である葛巻らしさが光る取り組みに、皆様と英知を結集しながら積極果敢に挑戦してまいりたいと考えております。そして、山村のモデルとして、一步先行く取り組みができるよう、職員と一丸となり、全力を尽くして、町政運営に鋭意取り組んでまいります。

結びに、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成31年度に臨む私の施政方針とさせていただきます。

町長施政方針演述が終わりました。

ここで、2時45分まで休憩します。

( 休憩時刻 | 4時31分 )

( 再開時刻 | 4時45分 )

#### 議長 ( 中崎和久君 )

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。

教育長。

#### 教育長 ( 吉田信一君 )

本日、ここに、平成31年葛巻町議会3月定例会議が開会されるにあたり、平成31年度教育行政方針について申し上げます。

まずもって、本町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様方のご尽力のもと、子どもたちが健やかに成長しておりますことに感謝を申し上げます。

平成30年度は、教育環境の充実を図るため、整備から36年が経過した葛巻小学校の大規模改修を実施し、快適な学習環境の整備に取り組んだほか、子どもたちの学習の関係では、小中学校の平成32年度及び33年度からの新学習指導要領への移行を見据えた学校運営、授業づくりの準備を着実に進めているところであります。

高校の魅力づくりの関係では、葛巻高校の存続、2学級維持に向け、昨年度、県内初の県立高校設置型の公営葛巻町学習塾を開設し、約半数ほどの生徒が通塾するなど好評な運営となっており、さらなる進学率の向上を期待しているところであります。

また、4年目となった山村留学制度では、受入環境をさらに充実させるため、くずまき山村留学生寄宿舎の整備を進め、留学生の自立した生活による学びの場としてはもちろんのこと、地域の生徒や住民とのふれあいの場となることで、山村留学制度のもたらす効果が、地域にとって、ますます大きくなっていくと期待するところであります。

現在、少子高齢化が進行し、社会が大きく変化する中であって、町民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送り、地域を互いに支え合い、発展を続けていくためには、教育の果たす役割は極めて重要であります。

特にも、葛巻の子どもたちには、ふるさとへの想いや誇りを育むとともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、町が教育大綱に掲げる活力ある葛巻を創造するたくましい子どもを育む教育を進める必要があります。

こうしたことから、平成31年度は、保・小接続プログラムの充実や高校魅力化の推進など、これまでの取り組みに磨きをかけて、さらなる実績と成果が上がるよう町行政と緊密に連携を取りながら、町総合計画の重点プロジェクトに掲げる魅力ある子育て・教育環境づくりプロジェクトを推進するとともに、就学前教育から小中学校、高等学校教



育までの4校種が連携した、ふるさとキャンパス構想の下で、教育全体の充実に努めてまいります。

また、誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れ、自ら進んで幅広く学習できる学びの機会の拡充や、スポーツを通じた健康・体力づくりで日常生活に潤いや活力が増し、地域の人々との絆やつながりが深まる学び輝く人づくりを推進してまいります。

続きまして、町総合計画における教育行政部門の平成31年度の主要施策の概要について、取り組みを申し上げます。

はじめに、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、先ほど施政方針でお示しましたように、少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、就学前教育の在り方検討委員会での検討結果などを踏まえ、時代の変化と多様な保育ニーズに対応し、就学前教育の充実を図るとともに、児童福祉施設と小中学校との連携強化を図ってまいります。

主な事業としましては、子どもたちの健やかな育ちを支えるため、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を促す保・小接続プログラムの実施、園児の健康に配慮するため、保育園に冷房設備を整備する保育環境整備事業、安全・安心で保・小連携が可能な施設整備に向けた保育施設再整備調査業務などに取り組んでまいります。

次に、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。

教育の充実につきましては、小中学校における新学習指導要領への移行期間であることを受けて、学校運営、授業づくりのあり方に係る教職員の研修機会の確保に努め、完全実施に向けた準備を進めてまいります。また、国が進める学校における働き方改革や部活動指導のあり方について検討を進め、児童生徒に向き合える時間の確保や効果的な教育活動ができる環境づくりを進めてまいります。さらには、連携型中高一貫教育の充実を図るほか、保・小・中・高の4校種連携の強化と、国際理解・情報・キャリア教育の充実を図り、一貫した学力向上と学習指導の充実に努めてまいります。併せまして、江川中学校校舎改修事業をはじめとする教育施設環境の充実に取り組んでまいります。

高校の魅力づくりにつきましては、葛巻高校の2学級維持、存続に向け、新たに設置する山村留学生寄宿舎を活用したくずまき山村留学事業の充実、推進と公営学習塾による学習レベルの向上等を図り、誰もが教育を受けることができる機会の確保に努めてまいります。

主な事業としましては、小学校における特別支援教育の充実を図るための特別支援教育支援員配置事業及び中学校における部活動の充実を図るための部活動指導員配置事業、小学校3、4年生が社会科で使用する教材の更新、整備に係る社会科副読本整備事業、江川中学校校舎の延命化を図り、快適な教育環境を整備するための江川中学校校舎改修事業、葛巻高等学校の生徒のさらなる学力向上を図るため、これまでの取り組みに加え、新たに映像教材を導入する公営学習塾運営事業、くずまき山村留学生寄宿舎を運営するための山村留学生寄宿舎運営事業などに取り組んでまいります。

生涯学習の充実と文化の継承につきましては、日々目まぐるしい変化を遂げる現代社会において、誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れるよう、自ら進んで

幅広く学習できる生涯学習の充実が、ますます重要視されています。こうしたことから、各世代別、目的別に応じた学びの機会を提供するとともに、併せて学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげる取り組みを支援し、まちづくりを担う人材の育成に努めてまいります。

青少年教育につきましては、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる体制づくりをより一層推進するために、町青少年育成ネットワーク事業を充実させて関係者の連携強化に努めます。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催等を支援するとともに、より優れた芸術にふれる機会の提供に努めてまいります。また、町内に残る歴史的な文化財や伝統芸能等を次の世代に確実に引き継ぐために、民俗資料等の適正な保存、管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成、記録保存に取り組んでまいります。

主な事業としましては、生涯にわたり学べる機会と学習成果の発表の場を提供する町民まなびい学園、生涯学習フェスティバル、同世代の絆を深めるとともにまちづくりへの参画を促す成人式、40歳・60歳のつどい、地域住民が一体となり青少年を取り巻く環境について考える子どもの未来を考える町民のつどい、地域の文化や芸能にふれる機会を提供する地区文化祭、郷土芸能発表会、姉妹町村盟約締結30周年となる沖縄県北中城村との交流を行う中学生交流事業など、既存事業の継続、拡充に取り組んでまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや活力を与えるだけでなく、人と人、あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の一体感を醸成するものであり、地域コミュニティの再生に大きく寄与するものとなっております。

町民誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、安全な環境のもとでスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツに親しめる機会や環境を充実させるとともに、競技スポーツについてはトップアスリートや指導者から直接的に指導が受けられる機会を創出してまいります。また、スポーツ施設と宿泊施設を有効に活用したスポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致、開催などを通じてスポーツツーリズムをより一層推進し、特にも近年、増えてきた大学生のスポーツ合宿では、地元の中高生とのスポーツ交流の機会を創出するなど、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域産業の活性化につなげてまいります。

主な事業としましては、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成するスポーツツーリズム奨励事業、スポーツ施設の機能充実と利用促進を図るスポーツ施設改修工事とスポーツ備品の整備などに取り組んでまいります。

以上、平成31年度における教育行政部門の主要施策の概要について、ご説明を申し上げます。

今後は、国策等による教育を取り巻く環境変化に対応しながらも、現状における本町の課題を捉え、的確に対応、改善をしていかなければなりません。また、教育を通じて、子どもたちの無限の可能性を大いに引き出してあげられるように、さらには町民一人ひ

とりが日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう努めてまいります。

ここに、改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、教育行政方針とさせていただきます。

### 議長（中崎和久君）

教育長教育行政方針演述が終わりました。

次に、日程第5、要望第7号、町産材活用に関する要望書及び日程第6、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書の2件を、一括議題とします。

この要望については、葛巻町議会総合条例第85条第1項を準用する条例第88条の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、要望第7号及び要望第8号の2件について、今会議中に審査を終え、3月12日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、要望第7号、町産材活用に関する要望書及び要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書の2件については、3月12日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第7、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算から日程第31、議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてまでの25議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### 総務企画課長（丹内勉君）

それでは、最初に、31年度一般会計当初予書と資料のご準備をお願いいたします。資料の方は、1ページから4ページにかけてでございます。

まず、当初予算の表紙をめくっていただきまして、一般会計の方からご説明申し上げます。議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算でございます。

新年度予算案につきましては、庁舎建設費に1,522,000,000円を計上したほか、町の最重要課題であります人口減少対策の加速化を図り、町民の皆様の負託に応えるべく施策事務事業を予算化したものでございます。以下、その内容を順を追ってご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ6,992,173,000円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条が地方債でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条が一時借入金で、借入限度額を前年度と同額の8億円に定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

最初の庁舎建設事業、役場庁舎等建設に向けての債務負担でございます。期間は平成34年度までの4年間、庁舎のほか消防分署棟、車庫棟、外構工事等まで行い、事業費の限度額を25億円と定めるものでございます。この額に、31年度当年度分として総務費に計上しました1,521,000,000円を合わせました事業費の総額を4,021,000,000円とし、整備を進めるものでございます。

次の2件は、金融機関から資金融資を受ける商工業者等に対し、利子補給等の支援を目的とするものでございます。商工業振興の観点から、町内の中小企業者を対象に中小企業振興資金融資事業に係る年率1.5パーセント以内の利子補給等、融資を受けるために必要な県信用保証協会に納付すべき保証料の全額を補助し、支援するものでございます。期間は、平成38年までの8年間とし、30年度までの貸付実績は、27年度から4年間で延べ49事業者、融資総額177,700,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。全部で19事業に対し、総額1,863,300,000円を新規に起債するものでございまして、諸条件は従前どおりとするものでございます。起債事業の内容につきましては、歳入で申し上げます。

11ページをお願いいたします。

本年度予算の構成については、事項別明細書総括の、まず、歳入の方でございますが、前年度比、大きく伸びているのが、比較の欄をご覧いただきたいと存じますが、2款、地方譲与税、森林環境譲与税の創設により20,000,000円の増、9款、地方交付税、普通交付税の伸びを見込んで46,000,000円の増、20款、町債、庁舎建設事業債の発行により1,117,000,000円の増でございます。減額が大きかったのは、1款、町税、固定資産税の落ち込みにより16,000,000円の減、13款、国庫支出金及び14款、県支出金、町道茶屋場田子線の事業量の減少により、それぞれ169,000,000円、県支出金は30,000,000円の減となっております。17款、繰入金、公共施設等整備基金繰入金の減額により19,000,000円の減でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の方ですが、伸びが大きいのは、2款、総務費、庁舎建設事業費により1,423,000,000円の増、4款、衛生費が、病院事業会計への繰出算定の見直し等により41,000,000円の増、6款、農林水産業費が、酪農ヘルパー住宅整備事業及び森林環境税、環境譲与税活用事業により55,000,000円の増、12款、公債費12,000,000円の増でございます。減少しておりますのは、商工費でグリーンテージの改修、土木費が茶屋場田子線事業費の減、それから、教育費が山村留学生寄宿舍整備工事等、それぞれ完了等、あるいは事業量の減等により大きく減っているものでございます。

個別の事業につきましては、資料の方で説明申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

新規事業を中心に説明申し上げます。

まず、総務費では、地域公共交通体系再編調査検討業務に1,200,000円、町民の足の確保に対応するために、町としての公共交通の現状と課題を把握し、今後の公共交通のあり方の検討に着手してまいります。姉妹町村等交流事業補助に3,000,000円、北中城村との姉妹町村30年記念行事に係る実行委員会の補助でございまして、町民参加型の交流事業や、職員の相互派遣を計画するものでございます。集会施設整備事業に37,003,000円、江川山岸地区自治公民館を、泉田自治会館に続き2棟目の町営集会所として整備するものでございます。新庁舎等建設事業費1,521,000,000円。

次のページをお願いいたします。

民生費では、児童福祉施設エアコン設置工事に3,000,000円、国の補助を受けて行います小中学校のエアコン設置と同様に、この機会に、同じく、保育園、児童館にも、町単独で保育室等にエアコンを設置し、保育環境の充実を図るものでございます。保育施設再編整備調査業務に1,000,000円、老朽化が進んでいる保育所の再編整備に向けて基礎調査を行います。衛生費では、看護職員等養成修学資金貸付金に11,945,000円、薬剤師ほか全5名の貸し付けでございます。介護職員1名につきましては、新たに社会福祉士、または介護福祉士を募集することで、その他の条例改正も併せて上程申し上げているものでございます。清掃センター長寿命化修繕工事には15,000,000円、平成41年の広域化が実現するまでの間、施設機能を維持するために計画的に修繕を行い、長寿命化を図るものでございます。

労働費では、雇用促進奨励金12,000,000円、町内事業者若者等が新規雇用した場合、事業主に対して助成し、若者の雇用環境の充実、地元定着を促進するものでございます。

農林水産業費では、酪農ヘルパー住宅整備事業に36,500,000円、草地畜産基盤整備事業費に181,740,000円。畜ふんバイオガスプラント設計指導調査業務に2,500,000円、新葛巻型酪農構想の実現に向けて、バイオガスプラントの実施設計策定のために専門知識、ノウハウが必要な部分につきまして、指導、あるいは必要な調査を委託するものでございます。道の駅レストラン基本設計業務に1,000,000円。農道寺田線整備事業に11,300,000円、本年度は用地取得、実施設計等を行うものでございます。森林現況調査業務に2,730,000円及び私有林整備事業補助金に9,650,000円、いずれも31年度から譲与が予定されております森林環境譲与税を充てるものでございます。現況調査では、森林所有者が自ら管理できない森林を市町村が管理する制度が導入されますことから、所有者に対する管理意向確認の実施や、町が管理するために必要な基礎情報を収集するための委託等を行います。それから、林道点検業務に3,960,000円、林道橋11橋の老朽化等の点検を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

商工費では、プレミアム付商品券事業に20,752,000円、国の事業としましては、住民税非課税者及び3歳未満児の子どもがいる世帯に対し、20,000円の販売に対して5,000円のプレミアムが付き、25,000円の商品券が受けられるものでございます。この国の動きに併せまして、町でも商工業振興の観点から、商工会等々と連携しまして、単

独でのプレミアム商品券の発行を行うものでございまして、対象者を全町民とし、20,000円を購入した場合に4,000円のプレミアムが付く24,000円の商品券販売を行うものでございます。くずまき型DMO事業に21,500,000円、4年目の取り組みとしてサイクリングツーリズムの推進、起業支援、まちなかエリアビジョンの推進に重点を置くものでございます。

次に、土木費では、町道茶屋場田子線改良工事に42,500,000円、完成に向けて、延長1,210メートルの舗装、防護柵設置、国道までの区間に歩道が整備されていないため、歩道取り付けのための調査概略設計等を行います。町道葛巻浦子内線に172,000,000円、大橋の橋りょう下部工、用地取得、移転補償などがございます。

消防費では、消防用設備備品に4,498,000円、消防備品機器を整備するほか地域防災計画策定業務に1,900,000円、県の防災計画に対応した全面的な防災計画の内容の見直しを行います。

教育費では、部活動指導員に672,000円、教員に代わって部活動の指導や、試合の引率など一般の指導員が行う部活動指導員の配置に取り組みます。公営学習塾運営費に25,758,000円、タブレットの活用による英材教材を利用しての授業を取り入れるために予算額を増額してございます。山村留学生寄宿舎運営経費18,578,000円は舎監の人員費、調理、清掃等の委託費、光熱水費等の維持管理費等でございます。江川中学校校舎改修事業に40,000,000円、窓の二重サッシ化などをはじめとした断熱、暖房を中心とした改修工事を行います。スポーツ施設改修工事に7,000,000円、柔剣道場の屋根の雨漏り修繕等、運動公園スポーツコートの通路の舗装等。それから、スポーツ施設備品購入に7,500,000円、トレーニング室の備品機器等を更新するものでございます。

支出の最後に、給与費の方をご説明申し上げます。予算書の方に戻っていただきまして、169ページをお願いいたします。

まず、特別職でございますが、職員数が、常勤、非常勤合わせまして、本年度の計の欄でございますけれども、投票立会人等、選挙関係者の人数も含めまして、前年度比370人の増の1,104人、支給する報酬が三役分を除き130,724,000円、前年度比9,751,000円、8.6パーセントの増でございます。三役の給料が、前年度同様の21,420,000円、これに手当、共済費を加えた合計が、一番右側の194,108,000円、前年度比8,785,000円、4.7パーセントの増でございます。一般職は、次の170ページでございます。職員数は、前年度から1名減の90人、これに対します給料は306,193,000円、前年度比2,179,000円、0.7パーセントの増、職員手当が260,893,000円、20,949,000円、8.7パーセントの増、これに共済費を合わせた合計で663,174,000円、20,877,000円、3.3パーセントの増でございます。を計上しているものでございます。

手当の内訳等につきましては、下の表を参照いただきたいと思います。

お戻りいただきまして、13ページをお願いいたします。

歳入の方をご説明申し上げます。

1款の町税でございますが、1項の町民税では、1目の個人町民税の徴収率につきまして、これまでの堅調な徴収実績を踏まえ、前年度比0.5パーセントの伸びをみて、過去10年間では最も高い99パーセントと設定したところであります。しかしながら、給

与所得、農業所得をはじめ、各所得全般に課税対象者数が前年度より減少していること等から、総額、税額は前年度を下回るものと見込んでおります。法人町民税につきましては、いわゆる資本金による課税区分の変更、事業の廃業等により均等割が前年度を下回るものと見込み、町民税全体では前年度比 2,636,000 円、1.4 パーセント減の 189,472,000 円を計上したものでございます。2 項の固定資産税では、家屋が 30 年度に行った評価替えによる減額を主な要因として、土地については宅地の地価が毎年度 4 パーセント程度下落している状況であることに鑑み、12,924,000 円、5.4 パーセント減の 226,242,000 円を見込んでいます。この結果、町税総額では 16,534,000 円、3.4 パーセント減の 472,427,000 円を計上したものでございます。

下の 14 ページでございます。

1 款、3 項、軽自動車税、1 目、環境性能割、一番下、計のすぐ真上のところですが 733,000 円でございます。10 月からの消費税増税に伴い新しく設けられた町税でございます。従来、自動車購入時に課税されます自動車取得税と消費税の二重課税感の解消や、自動車取得時の負担緩和、負担感緩和に向けて、消費税 8 パーセント導入時に自動車取得税を減税、さらに今回の消費税 10 パーセントの引き上げで自動車取得税が廃止され、同時に新たな税制として環境性能割が導入されたものでございます。環境性能割は、県が普通自動車に課税する自動車税環境性能割と市町村が軽自動車に課税する軽自動車環境性能割とでなり、税率は環境性能燃費基準達成度に応じまして、0 パーセントから 3 パーセントであります。軽自動車に係る環境性能割は当分の間、都道府県が賦課徴収し、市町村に納付するという仕組みになってございます。

15 ページをお願いいたします。

2 款、地方譲与税、3 項、1 目の森林環境譲与税 21,000,000 円でございますが、所有者の経営意欲の低下や、所有者不明森林の増加など、森林現場の課題に早期に対応する観点から、平成 36 年度から課税されます森林環境税に先行し、31 年度から都道府県及び市町村に対し交付されるものでございます。譲与額は、私有林人工林面積、林業就農者数、人口などを基準に算定されるものでございます。

次のページ、7 款、自動車取得税交付金、1 項、2 目の環境性能割交付金 3,000,000 円は、町税の環境性能割で申し上げましたが、自動車税環境性能割を原資に、都道府県、市町村間の税源調整の観点から一定割合が市町村に交付されるものでございます。

9 款の地方交付税では、普通交付税について、普通交付税の財源不足を賄う臨時財政対策債の大幅な減少が示されている中、町税の伸び悩みなどにより基準財政収入額の縮小が見込まれること、あるいは交付税に算入されます公債費の伸び等を勘案いたしまして、前年度比 50,000,000 円増の 2,750,000,000 円を計上するものでございます。

20 ページをお願いいたします。

13 款、国庫支出金では、2 項、4 目、商工費国庫補助金、1 節、商工事業費補助金は、プレミアム付き商品券の販売及びそのための事務費に充てられるものでございます。

27 ページをお願いいたします。

17 款、繰入金では、総額、前年度比 3.7 パーセント減を計上しているものでございますが、このうち、3 目の公共施設整備基金繰入金では 306,200,000 円を取り崩し、庁

舎建設あるいは町道浦子内線大橋下部工等に向けて充てることとしております。さらには1目の財政調整基金繰入金では、前年度比15,000,000円増の115,000,000円を取り崩し、財源調整を図ったものでございます。

31 ページをお願いいたします。

20 款、町債は、1 項、1 目、総務債の3 節、庁舎建設事業債が、役場庁舎建設に充てるため1,330,900,000 円を、5 目、農林水産業債、6 節、農業振興事業債では、酪農ヘルパー住宅整備事業に充てるため32,800,000 円、8 目、教育債では、学校教育施設整備事業債のうち、学校施設環境改善事業では、江川中学校の改修に向けて40,000,000 円を発行する予定でございませう。

次の32 ページの臨時財政対策債については、先ほど申し上げましたとおり、国の地方財政計画を踏まえ、前年度比20,000,000 円の減とするものでございませう。

次に特別会計ですが、国保会計をお願いいたします。議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございませう。

国保会計につきましては、被保険者数の減少の影響等により、歳入では保険税及び歳出では保険給付費等が減少するものと見込んでいるものでございませう。

1 ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ966,309,000円と定めるものでございませう。前年度比61,502,000円、6.2パーセントの減でございませう。

11 ページをお願いいたします。

1 款、総務費、1 項、1 目、一般管理費の13 節、③のところの電算処理委託料の一番下のところですけども、最後の項目に、市町村事務処理標準システム導入事業11,968,000 円、これにつきましては、国では国保運営の都道府県化にあたり、市町村が担う事務の全国的な標準化及び効率化を図るため、電算システムの導入を進めておりまして、当該システムを導入するための経費でございませう。経費のほぼ全額が国から交付されるものでございませう。

15 ページをお願いいたします。

2 款、保険給付費、1 項、1 目、一般被保険者療養給付費は、主には医療機関への支払い分でございませうが、前年度比7.5パーセント、44,309,000 円の減、548,939,000 円を計上しているものでございませう。

18 ページをお願いいたします。

3 款、国民健康保険事業納付金、1 項、1 目、一般被保険者医療給付費は、主には被保険者から国保税を県に納付するものですが、前年度比12.3パーセント、22,874,000 円減の162,746,000 円を見込んでいるものでございませう。

歳入でございませうが、8 ページをお願いいたします。

1 款、国民健康保険税、1 項、1 目の一般被保険者国民健康保険税では、前年度比14,709,000 円減の126,999,000 円を計上するものでございませう。収納率につきましては、収納実績を踏まえ、現年課税分の収納率を前年度比0.43ポイント引き上げ、97.01パーセントに設定したところでございませう。

4 款、県支出金、1 項、1 目、保険給付費交付金の1 節、普通交付金634,402,000



円は、医療機関への支払いに充てるための原資として、県から交付される分でございますが、前年度比8.2パーセント、56,669,000円の減でございます。

集排会計お願いいたします。議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ212,595,000円と定めるものでございます。前年度比4,416,000円、2.1パーセントの増で、ほぼ前年度並みの予算規模でございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債でございます、それぞれ第2表、第3表で説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の設定でございます、町では水洗化の普及促進を図るため、設備資金融資制度を設けて、年率1.8パーセントの利子補給を柱とする支援制度を運用しておりますが、県債務負担につきましても、今年度までに借り受けた融資が対象でありますことから、水洗化をさらに一層普及推進するために、新たに34年度まで受けた融資を対象とする債務負担を設定するものでございます。債務負担の期間を平成40年度までとするほか、利子補給及び損失補償の内容、要件等は現行と同じでございます。

6ページをお願いいたします。

地方債でございます、浄化槽市町村整備推進事業では、町整備型浄化槽7人槽タイプで30基相当分を整備するために29,700,000円、財源調整制度である資本費平準化債を21,800,000円、合わせて51,500,000円の起債を計画するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の2款、施設管理費、1項、1目、農業集落排水施設管理費の13節、委託料の一番下でございますけれども、施設機能診断調査業務4,001,000円でございますが、新規の取り組みといたしまして、葛巻クリーンセンター、四日市クリーンセンターが整備後20年近くになりますことから、国庫補助事業を活用しまして、改修計画の策定を目的とした施設内の設備、機器類の劣化状況の調査、評価を行うものでございます。

財源としまして、9ページをお願いいたします。

一番下の行でございますが、3款、国庫支出金、1項、2目の農山漁村地域整備交付金、これにつきましては、1施設2,000,000円の定額補助でございます、2施設分、歳出同額の4,000,000円を計上しているものでございます。

後期高齢者医療会計お願いいたします。議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72,266,000円と定めるものでございます。前年度比1,732,000円、2.3パーセントの減でございます。

予算規模、内容とも、ほぼ前年度並みでございます。若干、減の要因といたしましては、例年、発生します制度改正等による電算システムの変更等が、新年度はまだ特段予定されておりませんことから、歳出では電算処理業務等の事務経費が、歳入では事務費繰入金、それぞれ前年度比減額となっているものでございます。

次に、補正予算をお願いいたします。

一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正予算案は、歳出では、病院事業管理経費、畜産競争力強化整備事業費、小・中学校施設維持修繕事業費などを増額し、歳入では、国庫支出金、県支出金、町債などを増額するものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額に、それぞれ202,419,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ7,272,599,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございます。それぞれ各表でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。2款、総務費の庁舎・庁用車管理経費ほか全部で22事業、事業費総額1,165,208,000円を31年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正でございます。追加でございます。森林組合が取り組んでおります町産材の販路拡大のための事業費等を支援するために、組合の事業運転資金償還金に係る損失補償を行うため債務負担行為を設定するものでございます。期間は32年度までの3カ年度。補償の内容は、組合が32年3月までに借り入れる短期資金の償還元金及び利子について、1億円を限度に、その全額を補償するものでございます。

9ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。学校教育施設整備事業債は、小中学校の各教室に冷房設備、クーラーを設置する学校冷房設備整備事業に向けて追加するものでございます。造林事業債は、事業費の実績見込みによる減額でございます。

事項別明細につきまして、最初に歳出、18ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費、定住対策推進事業経費、25節、町ふるさとづくり基金積立金は、1月までのふるさとづくり寄附、総額では9,075,000円のうち、用途指定のありました5,095,000円を積み立てるものでございます。このページの一番下の地域おこし協力隊管理経費12,062,000円の減は、実績見込みによる減額でございます。当初、新規採用を予定していた2職種につきまして、募集者の辞退、あるいは受入側の準備に、なお調整が必要とのことでの事情により、新規採用に至らなかったものでございます。次の特定施策推進事業費127,600,000円につきまして、これについては事務的な整理でございます。庁舎建設設計委託料等ではございますが、予算管理上、新たに目を管理するために、20ページの方に11目として、目を新設してございます。こちらに完全に移行しているということで、実質的な増減等はございません。

21ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、2目、心身障害者福祉費の2、障害者自立支援給付事業費、扶助費4,160,000円の増は、障害者支援区分の変更等による給付サービス料の増、補装具給付サービス利用件数の増等、実績見込みによる増額でございます。

25 ページをお願いいたします。

4 款、衛生費、1 項、5 目、診療諸費の看護職員等養成修学資金貸付金 5,506,000 の減は、貸付実績による減額でございます。一番下でございますが、衛生費、4 款、衛生費、3 項、1 目、病院費の旧病院建物等解体撤去工事費負担金 22,506,000 円につきましては、過日1月会議におきまして、病院事業会計での旧病院等の解体撤去費の補正を議決いただいたところでございますが、役場庁舎整備等に向けて、解体撤去費を改めて一般会計で予算措置いたしまして、病院事業会計に繰り出すものでございます。

27 ページをお願いいたします。

6 款、農林水産業費、1 項、5 目、畜産業費の5、草地畜産基盤整備事業費 17,223,000 円の減は、いわゆる葛巻第2地区に係る事業費の町負担分でございますが、国の交付金の配分実績に基づいて、事業費を減額するものでございます。その次の7、畜産競争力強化整備事業費負担金 135,148,000 円の増は、国の第2次補正予算におきまして、畜産クラスター事業に係る補助金の交付内示を受けましたことによる補正でございます。事業は31年度に繰り越して実施するものでございます。

28 ページをお願いいたします。

6 款、1 項、10 目、中山間地域総合整備事業費の県営事業負担金、江川地区中山間地域総合整備事業ですけれども、4,440,000 円の減は、30 年度分の事業費確定に伴う町負担分の減額でございます。

29 ページをお願いいたします。

6 款、2 項、2 目、造林事業の公有林整備事業 10,569,000 円の減は、当初予定しておりました間伐作業道開設につきまして、伐採計画の詳細を詰めていく中で、作業の見送りを伴う計画の見直しが生じたことによるものでございます。

31 ページをお願いいたします。

10 款、教育費、2 項、1 目、学校管理経費の小中学校施設維持修繕事業費の工事請負費、学校冷房設備整備事業 46,000,000 円及び次の 32 ページでございますが、中学校施設維持修繕事業 31,400,000 円の増は、国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用いたしまして、各小中学校の教室、保健室、職員室等にエアコンを設置しようとするものでございます。

歳入でございますが、13 ページをお願いいたします。

13 款、国庫支出金、2 項、5 目、教育費国庫補助金、ただいま申し上げましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございますが、国の1次補正予算で措置されたものでございます。

14 ページをお願いいたします。

14 款、県支出金、2 項、4 目、農林水産業費県補助金の農山漁村地域整備交付金 14,573,000 円の減は、歳出、草地畜産基盤整備事業費の財源としての国からの交付金が確定したことによりまして、実績に基づく減でございます。次の畜産競争力強化整備事業費補助金 135,148,000 円の増は、国の第2次補正予算で措置される見込みでございます。先ほどの畜産クラスター事業に係る補助金でございます。歳出同額を計上いたしまして、事業主体に交付するものでございます。

15 ページの 19 款、諸収入、4 項、5 目の雑入 9,632,000 円は、後期高齢者医療事業の療養給付費分として広域連合に支払う市町村負担分でございますが、実績に基づいての翌年度精算方式でありますことから、29 年度支払いに係る超過分の精算返還金でございます。

次に、国保会計をお願いいたします。議案第 9 号、平成 30 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

今回の補正は、国保財政調整基金の積み立ての増額が主な内容でございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12,000 円を追加し、総額を 1,093,992,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6 款、繰入金、1 項、1 目、1 節の保険基盤安定繰入金 295,000 円の減及び 4 節の財政安定化支援事業繰入金 307,000 円の増は、いずれも実績確定による補正でございます。

7 ページ、歳出でございますが、10 款の予備費につきまして、後年度、今後の支払い分を踏まえながら、所要額を確保した上で減額し、7 款、1 項、1 目の財政調整基金積立金を 20,000,000 円増額し、合わせて 30,000,000 円を基金に積み立てて、国保財政基盤の安定化を目指そうとするものでございます。今年度末での基金の残高は 50,293,000 円となる見込みでございます。

集排会計をお願いいたします。議案第 10 号、平成 30 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出とも実績確定による減額でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3,899,000 円を減額し、総額を 215,143,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款、分担金及び負担金、1 項、2 目、1 節の町整備型浄化槽分担金が 2,600,000 円の減、4 款、県支出金、1 項、1 目、1 節の下水道事業債償還基金費県補助金が 1,145,000 円の減、確定による減額でございます。

7 ページの歳出で、1 款、総務費、1 項、2 目、25 節、積立金の農業集落排水事業債償還基金の積立金は 1,145,000 円の減とし、歳入の県補助金の実績に合わせて減額しているものでございます。

次に、後期高齢者医療会計をお願いいたします。議案第 11 号、平成 30 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

今回の補正は、歳入では、特別徴収保険料の実績見込みによる増額及び繰越金の計上、歳出では、広域連合への納付金の実績見込みによる増額が主な内容でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,269,000 円を追加し、総額を 81,267,000 円とするものでございます。

補正予算は以上でございます。次に議案集に戻っていただきまして、1 ページをお願いいたします。

議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

本改正条例案は、電柱、電話柱、電線、電話線、あるいは広告塔などの設置のために、道路の使用を許可した場合に徴収できる道路占用料の単価につきまして、土地に係る固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準の変動等を背景に、道路法施行令が改正されたことを受けまして、引き下げる内容の改正でございます。占用料の額につきましては、県に準じて定めているものでございまして、引下率は全項目の単純平均では5.7パーセント前後になるものと見込んでございます。平成31年4月1日からの施行でございます。

6ページお願いいたします。

議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例でございます。

本条例案は、江川地区中山間地域総合整備事業により整備されました四日市地区の農村公園が31年2月をもって完成し、今般、町が引き渡しを受けますことから、当該施設を町の公園条例に位置づけ、町の公園として管理、供用しようとするものでございます。内容につきましては、改正後でございますが、名称を四日市農村公園、位置を葛巻町江川第4地割46番地2と定めるものでございます。31年4月1日からの施行とするものでございます。

7ページお願いいたします。

議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本改正条例案につきましては、職員の時間外勤務について規定してございます第8条中、第2項の次に第3項として、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。とする条項を加えるものでございます。施行は、平成31年4月1日からとするものでございます。

具体的な内容につきましては、資料の方でお願いしたいと思います。資料の8ページをお願いいたします。

本条例案の趣旨でございますが、民間労働法制における長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入された趣旨を踏まえまして、国家公務員についても時間外勤務を行うことができる上限を定める人事院規則が改正されたことを受けまして、国の例に準じて職員の時間外勤務について所要の改正をしようとするものでございます。

改正の概要でございますが、規則で定めます具体的な内容につきましては、1点目が時間外勤務命令の上限時間の設定でございます。一般的な業務を行う職員につきましては、1月の時間外勤務の時間を41時間以下、45時間以下、1年では360時間以下とします。(2)の他律的な業務、例えば職員が自らの意思、自助努力で勤務時間を調整できないような業務の比重の高い部署に勤務する職員は、1月の時間外勤務の時間を100時間未満とし、2月から6カ月平均で80時間以下とし、1年では720時間以下、1月について45時間を超えて時間外勤務を命じることができる月数は1年につき6月以内とするものでございます。2点目が、時間外勤務命令の上限時間の特例でございますが、災害その他、臨時、緊急の対応が必要な業務を特例業務として認め、この場合は、上限時間を

超えて時間外勤務を命ずることができるものとするというものでございます。3点目は、上限を超えての時間外勤務を命じた場合は、その要因の分析と検証等を行うこととする規定を盛り込むものでございます。

8ページお願いいたします。

議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本改正条例案でございますが、水道法において、水道の管理及び布設工事等を行う場合には、水道技術管理者や布設工事監督者の配置が義務づけられておりまして、その資格基準につきましては、地方公共団体の場合は国の基準を基本に条例で定めることとされているところでございます。したがって、本布設工事監督者の資格につきまして、本条例の第3条に水道、第3条で布設工事監督者の資格を定め、第4条で水道技術管理者を定めているところでございます。今般、学校教育法の改正により制度化されます専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業したものに相当すると認められますことから、それぞれの資格基準に専門職大学前期課程修了者を追加するものでございます。第3条第8号の改正につきましては、布設工事監督者となれる資格の要件のひとつに、技術法で定める試験の合格がございまして、今般、国において試験科目の見直しが行われましたことを受けて規定を整理するものでございます。平成31年4月1日からの施行でございます。

10ページお願いいたします。

議案第18号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございます。

本改正条例案につきましては、町内の住環境のほか入居者、あるいは入居希望者のニーズ、受入期間の、入居期間延長の意向等を踏まえて、移住後の定住・移住を一層定着かつ着実なものとするために、より十分な準備時間を提供し、町外向けには、定住促進住宅の新たな魅力として情報発信し、移住・定住をさらに加速させるために、入居期間を原則3年から5年に延長する内容でございます。改正後は、最長7年間の入居が可能となり得るものでございます。附則でございますが、施行は平成31年4月1日からとし、現に入居している方につきましても適用するように経過措置を講じるものでございます。

11ページをお願いいたします。

議案第19号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。

本改正条例案につきましては、町内福祉施設のニーズ等を踏まえ、修学資金の貸付の対象となる資格に、社会福祉士及び介護福祉士の資格を追加し、これら福祉分野の人材を育成、確保しようとするものでございます。この改正により、若者の町内での就職が促進され、町内の福祉施設の充実と、ひいては定住人口の拡大に結びつくものでございます。第5条の貸付金額は、保健師、看護師と同額の月額100,000円とするものでございます。附則でございますが、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。

13ページお願いいたします。

議案第20号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

本条例案は、郵便料金支払基金を廃止しようとするものでございますが、郵便料金の支払いにつきましては、従前、郵便料の納付期限が請求から5日以内など、制約が設定されていたため、郵便料金の支払事務を円滑、効率的に行うため、基金を設置し対応してきたものでございます。しかしながら、現在、納付期限が大幅に緩和されるなど、通常の経理で支払事務に何らの影響が生じていない実態がありますことから、基金の役割は終えたものとして、同基金を廃止しようとするものでございます。この廃止条例は平成31年4月1日から施行するものでございまして、したがって、3月31日をもって基金を閉鎖しようとするものでございます。

14ページをお願いいたします。

議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舍条例でございます。

この条例案は、くずまき山村留学生寄宿舍の整備に伴い、寄宿舍を設置、管理するために必要な事項を定めるものでございます。くずまき山村留学生寄宿舍条例を次のように制定するというので、第1条ですが、目的でございます。全国から葛巻高校に入学する生徒を、くずまき山村留学生として受け入れ、町が持つ多面的な地域資源を活用した教育環境を提供し、自ら学ぶ意欲や社会貢献の心を育んでもらうことで、魅力ある高校の充実、発展に資するとともに、都市と山村の連携による地方創生の進展にも寄与することを目的といたします。第2条は設置でございます、くずまき山村留学生の寄宿舍の利用に供するため、寄宿舍を設置する旨を規定いたします。寄宿舍を管理するにあたって、施設としての寄宿舍の設置根拠を明確にするものでございます。第3条が名称及び位置の規定でございます、寄宿舍の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、くずまき山村留学生寄宿舍。位置、葛巻町葛巻第5地割170番地2と定めるものでございます。第4条が使用料で、寄宿舍の使用料は、1人につき月額30,000円の範囲内で規則で定める額とし、ただし、町長が必要と認めるときは減免をすることができる減免規定を盛り込んでいるものでございます。第5条が補則で、このほか必要な事項は規則で定めるものでございます。附則でございますが、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。ただし、入舎手続等の必要な準備行為は、条例施行前でも行うことができるように規定し、開設準備に万全を期したいというものでございます。

16ページをお願いいたします。

条例関係は以上でございます、次に、議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

本契約につきましては、去る10月30日に議決いたしました、山村留学生寄宿舍整備工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決をお願いするものでございます。変更する内容は、契約金額でございます、変更前213,840,000円を14,519,520円増額し、228,359,520円とするものでございます。変更の理由、工事内容等でございますが、主には各寝室のベッドを当初、既製品の購入を予定していたものを、強度、安全性、快適空間創出等の観点から、作り付けの方式に変更することとし、木製の2段式ベッド、各室2組でございますけれども、全16室、32台設置すること及びシャワーユニット8基分の工事を追加するための増額変更でございます。

17ページお願いいたします。資料は19、資料は9ページでございます。

議案第23号、東京電力株式会社原資力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり和解をするため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。和解の相手方、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社。なお、同社は、旧東京電力株式会社でございまして、28年4月1日に商号変更しているものでございます。和解の内容、主なものですが、相手方は町に、賠償金として4,500,000円の支払い義務を負う。相手方は金員を、本和解成立後21日以内一括で支払う。和解金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないなどでございます。事案の内容でございますが、平成23年3月11日に発生した東電の原発事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成25年度及び26年度に実施した草地更新等の除染作業の費用に係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから、ADRと呼ばれている機関ですが、和解案の提示があったものでございます。今回2回目の和解案受け入れで8,996,242円の申し立てに対しまして、認定率50パーセントの提示となったものでございます。

18ページをお願いいたします。資料の方は11ページでございます。

議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてでございます。

町道路線を認定するため、道路法の規定により、議決をお願いするものでございます。今般は、現況、農道及び林道を町道に認定替えするものでございまして、1路線目が、町道椛ノ木土谷川線からプラトー等に通じる農道土谷川線を認定替えするものでございます。路線名をミルク公園線とし、起点が葛巻町葛巻第39地割160番地104先、終点と同40地割57番地280先、延長1,171.0メートル、幅員5.0メートルを町道認定しようとするものでございます。2路線目が、江川小苗代地区の町道品井沢線と町道暮壺線を結ぶ林道小苗代線を認定替えするもので、路線名を小苗代線とし、起点が葛巻町江川第14地割183番地先、終点と同第14地割238番地26先の延長398.0メートル、幅員4.0メートルを町道認定しようとするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。資料は12ページからでございます。

議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

本案件につきましては、28年3月会議におきまして議決をいただきました、平成28年度から平成32年度までの5カ年間を計画期間とする計画につきまして、今般の変更につきましては、主には31年度予算編成等を踏まえまして、31年度を中心に、それ以降の過疎計画の事業について、所要の調整をするものでございます。過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議決をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、20ページをお願いいたします。

区分としまして、左の方ですが、Ⅱ産業の振興で、変更後、右の表ですけれども、(4)地場産業の振興に生産施設、牛乳・乳製品製造施設機器整備事業を追加し、Ⅲ交通通信体系の整備では、(2)農道、農道整備事業の追加、Ⅶ教育施設では、集会施設の方で、



地区センター改修に長寿命化改修を加え、地区公民館整備事業につきましては、条例上、町立集会所というのが位置づけられましたので、事業の名所変更をするものでございます。次の体育施設には、柔剣道場、運動機器を追加いたしまして、柔剣道場等は屋根の改修等、運動機器はトレーニングルームの設備、備品の更新等を予定するものでございます。

21 ページをお願いいたします。

議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

本案件につきましても、先ほどの過疎計画の変更と同様の趣旨でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議決をお願いするものでございます。

変更内容ですが、資料の15ページをお願いいたします。

計画する事業につきましては、基本的に過疎計画と重複する部分がございますので、ご了承をお願いいたします。まず、2番目の追加する事業の欄でございますが、西部辺地ですが、その他集会施設は土谷川生活改善センター外壁修繕等、長寿命化を図る改修でございます。次の地場産業振興施設では、ミルクハウスの牛乳・乳製品製造設備のうち、老朽化が著しい、例えばアイスバンカー等でございますが、一部設備等の更新でございます。次の観光施設は、プラトリーの山村留学生用に提供してありました部屋の客室への改装等を予定するものでございます。その下の江川辺地でございますが、その他集会施設は、江川地区馬淵公民館の町立公民館を町立集会所として建て替えを追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

それでは、病院関係について、ご説明をさせていただきます。

最初に、議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算でございます。

資料1ページをご覧ください。

第2条、業務の予定量でございます。病床数につきましては、一般病床42床、介護療養病床18床でございます。一般病床42床のうち14床を4月1日、来年度から地域包括ケア病床と利用しようとするものでございます。患者数につきましては、一般病床、年間13,176人、1日平均36人、介護療養型病床は2,196人、1日平均6人、外来患者数は32,504人、1日平均136人とするものでございます。

3条、収益的収入及び支出でございます。収入、病院事業収益1,100,602,000円、医業収益が731,439,000円、医業外収益294,161,000円、特別利益75,002,000円とする

ものでございます。支出につきましては、病院費用1,100,602,000円、歳入と同額でございます。医業費用1,089,671,000円、医業外費用10,928,000円、特別利益3,000円とするものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。2ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入44,711,000円、支出、資本的支出が81,892,000円でございます。その差、歳出の方が37,181,000円多いわけですが、この不足する額につきましては、過年度分損益留保資金で補てんするものであります。

第5条、企業債につきましては、医療機械整備事業4,700,000円とするものでございます。

第6条、3ページでございます。一時借入金4億とするものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費が490,413,000円、交際費につきましては1,550,000円とするものでございます。

第8条、たな卸資産の購入限度額につきましては162,211,000円と定めるものでございます。

次のページ、4ページをご覧くださいと思います。

入院収益の積算でございますけれども、一般病床につきましては23,500円を24人、それから、この地域包括ケア病床につきましては27,000円を12人でみているものでございます。外来収益につきましては9,000円を136人で積算しております。

6ページをご覧くださいと思います。

中段付近、施設サービス事業費、いわゆる介護療養病床でございますけれども、単価14,400円を6人で積算をしているものでございます。

それから、次のページ、7ページになりますが、特別利益、経営安定化対策ということで、一般会計からの繰入金、今年度と同額75,000,000円とするものでございます。

続きまして、8ページ、支出の方になりますけれども、給与費につきましては46,485,000円の減ということになりますけれども、職員の給料、医師のところは1名減ということになります。

それから、11ページの方をご覧くださいと思いますが、燃料費につきましては、重油とペレットで運用していくというようなところでございます。

それから、15ページをご覧くださいと思いますが、減価償却費につきましては2,400,000円ほど増えておりますが、164,626,000円とするものでございます。

16ページをご覧くださいと思いますが、企業債の利息、医業外費用の企業債利息ですが、7,573,000円というところでございます。

続きまして、18ページ、資本的収入及び支出の方をご覧くださいと思います。

支出の方につきましては、建設改良費で医療機器整備事業7,000,000円、心電計等一式、それから、その他備品でストレッチャー等1,230,000円ということになっておりまして、このうち、その他備品のうち880,000円が18ページの県補助金の880,000円を充てるものでございます。

それから、支出の方、企業債が73,659,000円の償還があるわけですが、この2分の

1を18ページの方の負担金、一般会計負担金で手当をしていただくという内容になっているものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書です。当期の純利益は歳入歳出同額ですので、純利益をゼロというようにみておりますけども、一番下、期首の残高、29年度の期首の残高より58,951,000円増えまして、639,893,000円とするものでございます。

それから、続きまして、貸借対照表、22、23のページになりますけども、当年度末の未処理欠損金ですが、30年度末が890,000,000円の△をみておりますので、同額、31年度もみるものでございます。下の方から、5行目ということになります。

それから、24ページが30年度の損益計算書、税抜きでの損益計算書になりますが、純損失285,373,000円と見込むものでございます。

以下、給与明細書、それから、一番最後のページ、起債残高の明細書になりますが、こちらについては、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

第2条、業務の予定量でございますけども、患者数につきましては、一般病床につきましては3,650人の減といたしまして、8,760人、1日あたり10人減で24人とするものであります。介護療養病床につきましては2,920人の減ということで、2,920人、半分になるものでございますが、1日あたり8人とするものでございます。外来患者数につきましては5,612人減ということで、30,988人、1日平均127人とするものでございます。

3条の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、総額で133,206,000円減額いたしまして、956,426,000円とするものでございます。

次のページをご覧ください。

支出、病院事業費用につきましては、48,269,000円減額いたしまして、1,114,359,000円とするものでございます。収支の差額、予算上はマイナスになりますが、157,933,000円のマイナスということになるものでございます。

それから、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、第6条で職員給与費を515,355,000円に変更するものでございます。

第7条のたな卸資産の購入限度額につきましては、160,018,000円に変更するものでございます。

それから、続きまして、3ページの方をご覧ください。と思っております。

入院の一般の方が66,000,000円の減ということで、患者数の動向に合わせての減額になっております。それから、外来の収益は7,490,000円と増額するものでございます。患者数が減っておりますが、単価の増加がございましたので、外来については増額するものでございます。介護サービス事業につきましては42,924,000円減額するものでございます。それから、医業外収益のところ、長期前受金の戻入がありますけども、これにつきましては、直接現金の収入が伴うものではありませんけども、過年度において国庫補助金、あるいは一般会計の負担金をいただいていたものを貸借対照上、負債に長

期前受金として入れておるものなのですが、それを減価償却費と同じ率で収入として収益に計上するものですが、この額を精査したところ、このくらいの差が生じたものでございます。それから、一番最後、特別利益の他会計繰入金は、先般の補正予算で議決をいただきました旧病院の解体工事分を一般会計から繰り入れいただくというものでございます。

それから、支出の方でございます。大きくは、平成31年の2月1日に看護師1名を正職員として採用しておりますので、それに伴う変更がございまして、それから、賃金とか報酬、これらについて、応援医師とかの賃金、報酬をみていたところを実績によって減額しようとするものでございます。

それから、5ページの方の光熱水費、燃料費、委託費、これらについても、実績見込みによる調整をするものでございます。

6ページ、7ページをご覧いただきたいと思いますが、30年度の純損益につきましては、純損失となりますけれども、285,373,000円の△になるものでございます。これが、現金は実際52,000,000円ほどの減額ということになりまして、資金の期末残高は580,942,000円を見込むものでございます。

貸借対照表、8ページ、9ページ、年度末の未処理欠損金が890,000,000円を見込むものでございます。

以下、給与明細書につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、病院会計分の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（中山優彦君）

議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

第2条の業務の予定量について、ご説明いたします。まず、(1)から(4)までの概要を説明いたしますけれども、給水戸数が2,694戸ということになっておりまして、昨年と同様の推移でございましてけれども、現在の水道普及率は94パーセント、こちらも昨年度と同様の数値という状況でございまして、(2)年間総配水量でございましてけれども、1,177,880立米。(3)の一日平均配水量ですが、3,227立米ということで、こちらも昨年と比較してみますと、若干減少はしているものの、同じ推移を保っているものでございます。(4)の主要な建設改良事業ということで、これは新たに出てきたものでございますけれども、市部内の沢配水管の移設工事を見込んでいます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について、ご説明いたします。収入についてでございますけれども、1款、水道事業収益190,775,000円、それから、支出でございましてけれども、1款、水道事業費用207,210,000円という内容でございましてけれども、この詳細につきましては、内訳表の方でご説明いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額について、ご説明をいたします。まず、収入でございますけれども、1款、資本的収入61,924,000円、それから、支出、第1款、資本的支出ということで、102,273,000円という内容でございますけれども、こちらにつきましても、詳細につきましては、内訳表の方にてご説明をいたします。この4条の全体の事業費でございますけれども、江川の水道事業が竣工ということになりまして、今年度のこの事業費は昨年度に比べて20パーセントほどの事業費となっているものでございます。

次に、第5条及び第6条につきまして、これは予算規模に応じて定めているものでございますけれども、第5条の企業債でございますけれども、1億円と定めるものでございます。

それから、第6条の一時借入金でございますけれども、こちらは2億円と定めるものでございます。

次に、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれども、職員給与費の27,425,000円を計上しているものでございまして、こちらは昨年度と同等の水準でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第8条、水道事業の運営に充てるため、一般会計から水道企業会計へ補助を受ける金額でございますが、9,998,000円としているものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は5,200,000円と定めるものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

葛巻町水道事業会計予算実施計画について、ご説明をいたします。

まず、はじめに、収益的収入及び支出について、ご説明をいたします。1款、1項、1目、給水収益で1節の水道料金でございますけれども、こちらは2,694戸を対象としたものでございますが、118,900,000円を見込んでいますものでございます。こちらは、昨年度の実績を基本に算定をしたものでございまして、ほぼ同じ水準というところになっております。1款、2項の内容でございますけれども、他の会計からの補助金や、それから、長期前受金戻入ということで、こちらは減価償却費のうちの補助分に相当する分を計上しているものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出について、主な点をご説明をいたします。1款、1項、1目、1節、賃金でございますけれども、こちらは臨時作業員の賃金ということでございますが、通常、保守点検を行っていただいている作業員の方々の賃金でございます。それから、6節の委託料でございますが、施設維持管理委託料ということで、この中の主なものでございますが、水質検査が主なものでございますけれども、月に一度実施しております9項目検査、それから、1年に一度検査をしております23項目検査など、定期的な水質検査が義務づけられている検査業務が主な内容でございます。また、これに加えて、特殊な大腸菌の検査を年に数回実施しております、安全で安定した水道の供給に努めているところでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

11節、材料費、それから、13節の工事請負費でございますけれども、こちらは水道メーターの交換でございますが、こちらは8年間に一度の頻度によりまして、交換が義務づけられているものの工事ということで、毎年、約300戸程度を交換しているものでございます。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。

これまで説明をした内容は、収益的収入及び支出についてでございますけれども、ここからは資本的収入及び支出について、ご説明をいたします。

1款、1項、企業債でございますが、10,000,000円を計上しているものでございませうけれども、現在、岩手県により進めていただいております市部内の沢の砂防工事によりまして、溪流保全法というものがあるわけなのですが、その施工によりまして、水道管の移設が必要になったことから、計上するものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出について説明をいたします。1款、1項、1目、配水施設費、こちら10,000,000円計上しておりますけれども、先ほど説明しました内容と同じでございます。それから、あとは、企業債の償還金でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュフロー計算書について、ご説明をいたします。まず、1の業務活動によるキャッシュフローでございますけれども、こちらは第3条の収益的収入及び支出に該当する内容でございますが、当期純利益、これは△でございますが16,435,000円、それから、減価償却費、これが106,110,000円、それから、長期前受金戻入額ということで、こちら、こちらは△でございますけれども37,243,000円と、主なものは、その程度でございますけれども、業務活動によるキャッシュフローでございますが、51,689,000円とするものでございます。

これは、はじめに申し上げるべきだったのですが、この表の数値、ちょっと誤りがありまして、修正していただきたい点がございませう。上から6番目の支払利息のところでございますが、1,888,000円としておりますけれども、この数字を18,243,000円、18243に修正いただきたいと思っております。そして、小計のところですが、53576になっているものを69931としていただきたいと思っております。ひとつ飛んで、利息の支払額ですが、△の1888になっているものを△の18243に修正していただきたいと思っております。これによりまして、キャッシュフローの金額が変わるかということ、そうでもなく、これは最後の51,689,000円はそのままでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

2番、投資活動によるキャッシュフローについて、ご説明をいたします。こちらは第4条の資本的収入及び支出に該当する内容でございますけれども、有形固定資産の取得による支出、これが△の9,259,000円ということで、あとはゼロでございますので、投資活動によるキャッシュフローは△の9,259,000円となるものでございます。

次に、3番の財務活動によるキャッシュフローでございますけれども、建設改良の財源に充てるための企業債による収入、これが10,000,000円、それから、建設改良費の財

源に充てるための企業債の償還による支出、これが△の92,271,000円、それから、他の会計からの出資による収入ということで、こちらが51,924,000円ということで、財務活動によるキャッシュフローは、△でございますけれども30,347,000円ということになります。一番下の欄をご覧いただきたいと思いますが、資金の増加額が12,083,000円、これを、資金期首残高に合計いたしますと、資金期首残高は197,953,000円と見込むものでございます。

16ページの貸借対照表、それから、18ページの損益計算書以降につきましては、お目通しをいただきまして、よろしくご審議を賜りますように、お願いを申し上げます。以上で、説明を終わります。

次に、平成30年度の補正予算について、ご説明をいたします。議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

今回の補正でございますけれども、水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出及び第4条に定める資本的収入支出に係る予定額を補正するものでございます。

はじめに、第2条でございますけれども、収益的収入及び支出でございますが、収入でございますけれども、1款、2項、営業外収益2,738,000円を減額いたしまして、57,906,000円とするものでございまして、総額179,062,000円となるものでございます。

それから、支出でございますけれども、1款、1項、営業費用7,292,000円を減額いたしまして、177,096,000円とするものでございまして、総額では197,230,000円とするものでございます。

続いて、第3条の資本的収入及び支出について、ご説明をいたします。

まず、収入でございますけれども、第1款、1項、企業債22,100,000円の減額、それから、第3項、補助金13,700,000円の減額、それから、第4項、その他の収入でございますが、こちらは274,000円の増額ということで、合わせて35,486,000円を減額いたしまして、381,840,000円とするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

支出についてでございますけれども、1款、1項、建設改良費ですが、35,526,000円を減額し、289,474,000円、総額では381,800,000円とするものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれども、職員給与費について250,000円増額いたしまして、28,219,000円とするものでございます。

続いて、3ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出について、ご説明をいたします。

収入でございますけれども、1款、3目、長期前受金戻入ということで、2,738,000円を減額するものでございます。

支出についてでございますけれども、1款、1項、1目、原水浄水配水給水費ということで、賃金、それから、委託料、それから、動力費について補正するものでございまして、184,000円を増額するものでございます。それから、3目の減価償却費でございますけれども、こちらは7,476,000円を減額とするものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出について、ご説明をいたします。

収入でございますけれども、1款、1項、1目、企業債22,100,000円減額するもの  
でございますけれども、こちらは江川地区の水道の整備事業、この工事实績などにより  
まして減額するものがございます。それから、国庫補助金ですけれども13,700,000円の  
減額、こちらも同様でございます。それから、その他収入274,000円でございますけれ  
ども、こちらは財政調整基金の方から繰り入れをするものがございます。

次に、支出について説明をいたしますけれども、1款、1項、1目、配水施設費です  
が、35,526,000円を減額するものがございますけれども、こちらは委託料、工事請負費  
について、実績の精査によりまして減額をするものがございます。

6ページ以降のキャッシュフロー計算書、それから、8ページ以降の貸借対照表につ  
きましては、お目通しいただき、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。  
以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第2号から議案第26号までの25議案につ  
いては、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査  
を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第2号から議案第26号ま  
での25議案については、今会議中に審査を終え、3月12日の最終本会議で、委員長の  
報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第26号までの25議案については、3月12日の  
最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第8号から議案第26号  
までの19議案の審査については、3月5日に行い、議案第2号から議案第7号までの  
6議案の審査については、3月7日に行いますので、ご承知願ひます。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 16時41分）